

請 願 文 書 表

令和2年9月8日 第6回（定例）町議会

請願 番号	受 理		請 願 者 住 所 氏 名	件 名	請 願 の 要 旨	紹 介 議 員	審 査		
	月	日					結 果	月	日
10	8	31	清水町南2条1丁目8番地 清水町農民連盟 執行委員長 馬場一彦	種苗法改正案の慎重な審議を 求める請願書について	別紙のとおり	口田邦男 議員			
11	8	31	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海 道連合会清水地区連合会 会長 桑尾達也	「子どもの貧困」解消など教 育予算確保・拡充と就学保障、 義務教育費国庫負担制度堅 持・負担率2分の1への復元、 教職員の超勤・多忙化解消・ 「30人以下学級」の実現に向 けた意見書の請願について	別紙のとおり	川上 均 議員			

令和 2 年 8 月 31 日

種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書

紹介議員

口 田 邦 男



請 願 者

住 所 上川郡清水町南 2 条 1 丁目 8 番地

氏 名 清水町農民連盟

執行委員長 馬 場 一 彦



清水町議会

議 長 桜 井 崇 裕 様



主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出されました。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく係る案件として捉えており、近年、問題となっているわが国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要であります。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利(自家増殖)が弱められ新たな費用負担が生じるなどの課題が山積しております。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されています。

こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できず、今秋開会予定の臨時国会での継続審議となりました。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠であります。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねません。

については、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間を掛けて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取り扱いをされますよう下記のとおり要望いたします。

つきましては、貴議会においては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただくようお願いいたします。

記

1. 今回の改正案では、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。
2. 主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今まで通り国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。
3. 外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上

令和2年8月31日

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の請願

紹介議員 川 上



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会
清水地区連合会
会長 桑 尾 達 也



清水町議会
議長 桜井 崇裕 様



「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の請願

【請願趣旨】

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026年度までの改善予定数18,910人）として、2020年度分4,235人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人（加配定数3,411人、基礎定数315人）となり、教職員配置の見直し2,000人減を除いた改善数は1,726人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」の具現化が必要です。

2017年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、2019年3月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.23%と7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い21.04%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子ども

の人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、以下の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書の提出をしていただきたく請願をいたします。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請する。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。
5. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請する。